



# 佐賀県公報

平成19年  
5月28日  
(月曜日)  
第 12909号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定

(二九三・地域福祉課)一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サー

ビス事業所の所在地の変更

(二九四・長寿社会課)一

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第二百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十九年五月二十八日

佐賀県知事 古川 康

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人しばやま整形外科	鳥栖市京町七一八番地一	平成一九・四・一
医療法人和光会リキタケ歯科医院	唐津市町田一丁目二三五一番地一	"
まつもと内科・胃腸科クリニック	武雄市北方町大字大崎一三一八番地一	平成一九・四・二
松永メンタルクリニック	武雄市武雄町大字昭和六番地五号	平成一九・四・九
平成薬局	神埼郡吉野ヶ里町三津七四七番地二	平成一九・四・一
げんき堂薬局うしや店	杵島郡白石町大字牛屋三三四六番地	"
アカマツ薬局	杵島郡大町町大字大町八八六七番地	"

#### ●佐賀県告示第二百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年五月二十八日

佐賀県知事 古川 康

サ ー ビ ス の 種 類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
通所介護及び介護予防通所介護	デイサービスうりづん	新 唐津市二タ子二丁目二番二四号	旧 唐津市二タ子二丁目二番二九号
		平成一九・四・四	平成一九・四・四

申購  
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月二十八日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷